

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成29年9月12日

【会社名】 ゲンキー株式会社

【英訳名】 Genky Stores, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 永 賢 一

【本店の所在の場所】 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

【電話番号】 0776 (67) 5240

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 上 田 匡 英

【最寄りの連絡場所】 福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

【電話番号】 0776 (67) 5240

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 上 田 匡 英

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

| | |
|-------------------|----------------|
| 一般募集 | 5,708,293,500円 |
| 引受人の買取引受けによる売出し | 241,045,000円 |
| オーバーアロットメントによる売出し | 795,448,500円 |

(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成29年9月1日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年9月1日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 1,235,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |

- (注) 1 平成29年9月12日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成29年9月12日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成29年9月20日(水)から平成29年9月25日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|---------------|---------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | | | |
| 一般募集 | 1,235,000株 | 5,708,293,500 | 2,854,146,750 |
| 計(総発行株式) | 1,235,000株 | 5,708,293,500 | 2,854,146,750 |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年9月1日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格 (円) | 発行価額 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数 単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|--|------------------|--------------|------------|--|-------------------------|-----------------------|
| 未定 (注)1、2 (発行価格等 決定日の株式 会社東京証券 取引所における 当社普通株式 の終値(当日に 終値のない場 合は、その日 に先立つ直近 日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格 (1円未満端数 切捨て)を仮 条件とします。) | 未定 (注)1、 2 | 未定 (注)1 | 100株 | 自 平成29年9月26日(火) 至 平成29年9月27日(水) (注)3 | 1株につき 発行価格と 同一の金額 | 平成29年10月2日(月) (注)3 |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成29年9月20日(水)から平成29年9月25日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.genky.co.jp/corporation/ir.php>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成29年9月19日(火)から平成29年9月25日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年9月20日(水)から平成29年9月25日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年9月20日(水)の場合、申込期間は「自 平成29年9月21日(木) 至 平成29年9月22日(金)」、払込期日は「平成29年9月27日(水)」

発行価格等決定日が平成29年9月21日(木)の場合、申込期間は「自 平成29年9月22日(金) 至 平成29年9月25日(月)」、払込期日は「平成29年9月28日(木)」

発行価格等決定日が平成29年9月22日(金)の場合、申込期間は「自 平成29年9月25日(月) 至 平成29年9月26日(火)」、払込期日は「平成29年9月29日(金)」

発行価格等決定日が平成29年9月25日(月)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年9月20日(水)の場合、受渡期日は「平成29年9月28日(木)」

発行価格等決定日が平成29年9月21日(木)の場合、受渡期日は「平成29年9月29日(金)」

発行価格等決定日が平成29年9月22日(金)の場合、受渡期日は「平成29年10月2日(月)」

発行価格等決定日が平成29年9月25日(月)の場合、受渡期日は「平成29年10月3日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|----------------|-----------------|
| 株式会社福井銀行 本店営業部 | 福井県福井市順化一丁目1番1号 |

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|------------------|-------------------|------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 926,300株 | 1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込 金として、払込期日 に払込取扱場所へ発 行価額と同額を払込 むこととします。 3 引受手数料は支払わ れません。ただし、 一般募集における価 額(発行価格)と発 行価額との差額は引 受人の手取金となり ます。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 123,500株 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 123,500株 | |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 61,700株 | |
| 計 | | 1,235,000株 | |

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 5,708,293,500 | 37,000,000 | 5,671,293,500 |

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年9月1日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,671,293,500円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限758,646,500円と合わせた手取概算額合計上限6,429,940,000円について、平成30年6月期中に4,400,000,000円を新規出店及び既存店舗の改装のための設備投資資金の一部に充当し、残額を平成30年6月期中に返済期限を迎える金融機関からの長期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、「第三部 参照情報 第1 参照書類」に記載の有価証券報告書(第27期)中の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成29年9月12日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成29年6月20日現在)、以下のとおりとなっております。

| 会社名 | 都道府県 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定 | | 増加予定面積(m ²) |
|------|-----------|------------|-----------|----------|----------------|------------------|-----------------|-------------------------|
| | | | 総額(千円) | 既支払額(千円) | | 着手年月 | 完了予定年月 | |
| 提出会社 | 岐阜県(10店舗) | 販売設備(新設店舗) | 1,500,000 | 65,406 | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成29年2月～平成30年1月 | 平成29年7月～平成30年6月 | 9,993 |
| | 愛知県(10店舗) | 販売設備(新設店舗) | 1,500,000 | 177,207 | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成29年3月～平成29年12月 | 平成29年6月～平成30年5月 | 9,993 |
| | 福井県(8店舗) | 販売設備(新設店舗) | 1,200,000 | 29,290 | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成29年4月～平成29年11月 | 平成29年8月～平成30年4月 | 7,994 |
| | 石川県(2店舗) | 販売設備(新設店舗) | 300,000 | 35,800 | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成29年3月 | 平成29年9月 | 1,998 |
| | 岐阜県(72店舗) | 販売設備(店舗改装) | 1,029,600 | | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成29年8月～平成30年6月 | 平成29年8月～平成30年6月 | |
| | 愛知県(8店舗) | 販売設備(店舗改装) | 104,200 | | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成30年5月～平成30年6月 | 平成30年5月～平成30年6月 | |
| | 福井県(44店舗) | 販売設備(店舗改装) | 659,800 | | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成29年6月～平成30年4月 | 平成29年6月～平成30年4月 | |
| | 石川県(15店舗) | 販売設備(店舗改装) | 206,000 | | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成29年8月～平成30年3月 | 平成29年8月～平成30年3月 | |
| 合計 | | | 6,499,600 | 307,704 | | | | 29,979 |

(注) 1 投資予定金額には、差入保証金を含んでおります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 店舗の増加予定面積は、売場面積を示しております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成29年9月20日(水)から平成29年9月25日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|---------|-------------|----------------------------|
| 普通株式 | 50,000株 | 241,045,000 | 福井県福井市 藤永 賢一 50,000株 |

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成29年9月1日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

| 売出価格(円) | 引受価額(円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|---|---------------|---------------------------------------|------|-----------------|---------------------------------------|---|----------|
| 未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。) | 未定 (注) 1、2 | 自平成29年9月26日(火)至平成29年9月27日(水) (注) 3 | 100株 | 1株につき売出価格と同一の金額 | 右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 | (注) 4 |

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成29年9月20日(水)から平成29年9月25日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL]

<http://www.genky.co.jp/corporation/ir.php>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 株式の受渡期日は、平成29年10月3日（火）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成29年9月19日（火）から平成29年9月25日（月）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年9月20日（水）から平成29年9月25日（月）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年9月20日（水）の場合、申込期間は「自 平成29年9月21日（木） 至 平成29年9月22日（金）」、受渡期日は「平成29年9月28日（木）」

発行価格等決定日が平成29年9月21日（木）の場合、申込期間は「自 平成29年9月22日（金） 至 平成29年9月25日（月）」、受渡期日は「平成29年9月29日（金）」

発行価格等決定日が平成29年9月22日（金）の場合、申込期間は「自 平成29年9月25日（月） 至 平成29年9月26日（火）」、受渡期日は「平成29年10月2日（月）」

発行価格等決定日が平成29年9月25日（月）の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一の金額とします。

各金融商品取引業者の引受株式数

| 金融商品取引業者名 | 引受株式数 |
|-----------------|---------|
| 大和証券株式会社 | 37,500株 |
| みずほ証券株式会社 | 5,000株 |
| S M B C日興証券株式会社 | 5,000株 |
| 野村證券株式会社 | 2,500株 |

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

- 7 申込証拠金には、利息をつけません。

- 8 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------|-------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 165,000株 | 795,448,500 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 |

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL]

<http://www.genky.co.jp/corporation/ir.php>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成29年9月1日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|------------|--|------|-------------------------|---|----------------|----------|
| 未定 (注)1 | 自 平成29年 9月26日(火) 至 平成29年 9月27日(水) (注)1 | 100株 | 1株につき 売出価格と 同一の金額 | 大和証券株式会社及びその 委託販売先金融商品取引業 者の本店及び国内各支店 | | |

(注)1 株式の受渡期日は、平成29年10月3日(火)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成29年9月12日(火)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成29年10月25日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成29年10月20日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年9月20日(水)の場合、「平成29年9月23日(土)から平成29年10月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年9月21日(木)の場合、「平成29年9月26日(火)から平成29年10月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年9月22日(金)の場合、「平成29年9月27日(水)から平成29年10月20日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年9月25日(月)の場合、「平成29年9月28日(木)から平成29年10月20日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である藤永賢一及び当社株主であるフジナガインターナショナルキャピタルズ有限会社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 単独株式移転による純粋持株会社設立について

当社は、平成29年7月21日開催の取締役会において純粋持株会社制へ移行する方針のもと、平成29年12月21日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下、「本件株式移転」といいます。）により、当社の純粋持株会社であるGenky Drug Stores株式会社（以下、「持株会社」といいます。）を設立することを決議しました。

なお、本件株式移転は、平成29年9月8日に開催された定時株主総会において、承認決議されております。

本件株式移転の要旨は以下のとおりです。

持株会社設立登記日（効力発生日）平成29年12月21日（予定）

株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転完全親会社とする単独株式移転であります。

株式移転に係る割当ての内容

| 会社名 | Genky Drug Stores(株) (完全親会社・持株会社) | ゲンキー(株) (完全子会社・当社) |
|--------|--------------------------------------|-----------------------|
| 株式移転比率 | 1 | 1 |

（注）1 株式の割当比率

本件株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

2 単元株制度

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3 株式移転比率の算定根拠

本件株式移転におきましては、当社の単独株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様に対し、不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様の所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

4 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記3の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 株式移転により交付する新株式数

14,103,200株（予定）

ただし、本件株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

なお、一般募集及び本件第三者割当増資に係る当社普通株式が全て発行された場合、上記新株式数は15,503,200株（予定）となります。

なお、本件株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止（平成29年12月18日予定）となりますが、持株会社は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。上場日は株式会社東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成29年12月21日を予定しております。ただし、本件株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年9月13日（水）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年9月20日（水）から平成29年9月25日（月）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

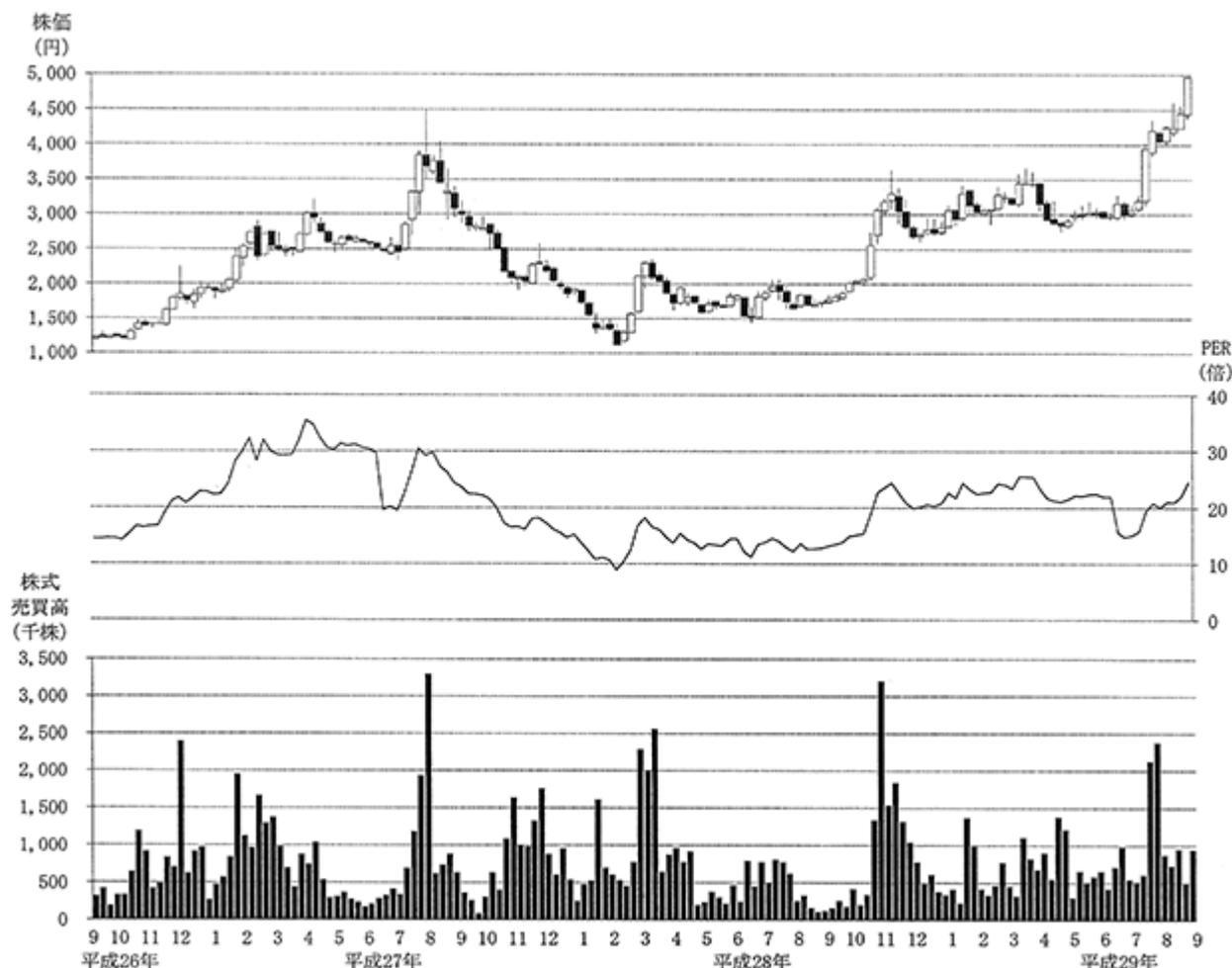
2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.genky.co.jp/corporation/ir.php>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成26年9月8日から平成29年9月1日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 当社は、平成27年9月1日付及び平成29年4月11日付でそれぞれ当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

2 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成27年9月1日付株式分割の権利落ち前の株価については当該株価を4で除した数値を、以降平成29年4月11日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を2で除した数値をそれぞれ使用しております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益（連結）}}$$

・週末の終値については、平成27年9月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を4で除した数値を、以降平成29年4月11日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除した数値をそれぞれ使用しております。

・1株当たり当期純利益については、以下の数値をそれぞれ使用しております。

平成26年9月8日から平成27年6月20日については、平成26年6月期有価証券報告書の平成26年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を4で除した数値を使用。

平成27年6月21日から平成28年6月20日については、平成27年6月期有価証券報告書の平成27年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

平成28年6月21日から平成29年6月20日については、平成28年6月期有価証券報告書の平成28年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用。

平成29年6月21日から平成29年9月1日については、平成29年6月期有価証券報告書の平成29年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

- 4 株式売買高については、平成27年9月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に4を乗じた数値を、以降平成29年4月11日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じた数値をそれぞれ使用しております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年3月12日から平成29年9月6日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

| 提出者(大量保有者)の氏名又は名称 | 報告義務発生日 | 提出日 | 区分 | 保有株券等の総数(株) | 株券等の保有割合(%) |
|-------------------|-----------|------------|-----------------|-------------|-------------|
| 大和証券株式会社 | 平成29年5月8日 | 平成29年5月15日 | 変更報告書 (注)1、2 | 4,000 | 0.03 |
| 大和証券投資信託委託株式会社 | | | | 99,500 | 0.71 |

(注)1 大和証券株式会社及び大和証券投資信託委託株式会社は共同保有者であります。

- 2 上記大量保有報告書等は関東財務局及び北陸財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期（自 平成28年6月21日 至 平成29年6月20日） 平成29年9月11日北陸財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年9月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月12日に北陸財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年9月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については前記「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の設備計画を除き、本有価証券届出書提出日（平成29年9月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、次のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）等による規制について

当社グループは、「医薬品医療機器等法」上の医薬品等を販売するにあたり、各都道府県の許可・登録・指定・免許及び届出を必要としております。また、食品、たばこ、酒類等の販売については、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

医薬品の販売については、平成21年6月に「薬事法の一部を改正する法律」が施行され、一般用医薬品をリスクの程度に応じて第1類から第3類までの3つのグループに分類し、このうちリスクの程度が低い第2類及び第3類については、新設された「登録販売者」の資格を有する者でも販売が可能とされました。

また、平成26年6月施行の薬事法改正では、一般用医薬品の分類が、要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品に変更され、要指導医薬品を除く第1類から第3類までの医薬品については、インターネットでの販売が事実上可能となりました。当該法令の改正等により他業種からの新規参入による競争の激化が予想され、その動向によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第1類医薬品について、当社グループでは現在店舗での販売を行っておりませんが、当社グループが運営するECサイトでの今後の取り扱いを計画しております。

出店に関する規制について

平成12年6月に「大規模小売店舗立地法」が施行されました。これは、売場面積が1,000㎡超の新規出店及び既存店舗の増床については、騒音、交通渋滞、ゴミ処理問題等、出店地近隣住民の生活を守る立場から、都道府県または政令指定都市が一定の審査をし、規制するものであります。

当社グループは、今後の出店政策としてNew300坪タイプの店舗をレギュラー店と位置づけて出店していく予定ですが、1,000㎡未満の店舗の出店に際しても地元自治体等との交渉の動向によっては、出店近隣住民及び地元小売業者との調整を図ることが必要となる可能性があります。従いまして、上述の法的規制等により、計画どおりの出店ができない場合には、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他法規制

当社グループではその他、不当景品類及び不当表示防止法・農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）などの関連法規等の法的規制の適用を受けております。当社グループとしましては、法令遵守を徹底しておりますが、万一法令に違反する事由が発生した場合は、事業活動が制限されるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資格者の確保について

平成21年6月に施行されました改正薬事法において、医薬品を販売する際にはそのリスク区分に応じて薬剤師もしくは登録販売者の配置が義務づけられております。登録販売者資格の取得（都道府県試験）については、社外講師を招いての自社教育制度や、インターネット通信教育を導入して社内育成に努めておりますが、薬剤師等の確保や登録販売者の試験合格者数が予定どおりとならない場合、当社グループの出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報の取扱いについて

当社グループは、カウンセリング化粧品販売及び子会社のインターネット通信販売業務に伴う顧客情報、並びに当社グループの従業員に関する個人情報を保持しております。これらの情報の取扱いについては、情報管理者により情報の利用・保管等に関する社内ルールを設け、その管理については万全を期しておりますが、万一個人情報の漏洩が発生した場合、社会的信用失墜や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出店政策について

当社グループは平成29年6月20日現在192店舗（小型店4店舗、300坪タイプ107店舗、大型店81店舗）を運営しております。今後の出店政策としましては、主力フォーマットとして従来のメガドラッグストアを進化させたNew300坪タイプのディスカウントドラッグをレギュラー店と位置づけて出店していく予定であります。当社グループが新規出店する場合には、常に個別店舗の採算を重視しており、当社グループの出店条件に合致する物件が確保できない場合等には、出店計画が達成されない場合があるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

最近5連結会計年度の売上高、期末店舗数、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は以下のとおりであります。

| | | 平成25年6月期 | 平成26年6月期 | 平成27年6月期 | 平成28年6月期 | 平成29年6月期 |
|-------------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 業態別 売上高 | 小型店(千円) | 2,536,818 | 2,065,375 | 1,827,396 | 1,321,453 | 717,092 |
| | 300坪タイプ(千円) | 4,557,717 | 5,268,966 | 6,149,729 | 15,216,768 | 27,753,583 |
| | 大型店(千円) | 46,008,282 | 48,740,013 | 52,926,312 | 54,472,084 | 52,839,465 |
| | その他(千円) | 1,553,565 | 1,875,484 | 2,240,254 | 2,485,676 | 2,089,492 |
| 計(千円) | | 54,656,383 | 57,949,841 | 63,143,693 | 73,495,982 | 83,399,634 |
| 期末 店舗数 | 小型店(店) | 15 | 13 | 9 | 5 | 4 |
| | 300坪タイプ(店) | 14 | 14 | 28 | 62 | 107 |
| | 大型店(店) | 64 | 71 | 85 | 83 | 81 |
| 計(店) | | 93 | 98 | 122 | 150 | 192 |
| 営業利益(千円) | | 896,555 | 1,901,604 | 2,738,924 | 2,655,263 | 3,849,084 |
| 経常利益(千円) | | 1,040,295 | 2,007,392 | 2,877,835 | 2,883,328 | 4,089,807 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(千円) | | 623,065 | 1,171,132 | 1,761,329 | 1,901,352 | 2,845,744 |

(注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。

2.数値は連結財務諸表に基づいております。

(5) ドミナント出店政策について

当社グループは平成29年6月20日現在、福井県(50店舗)、岐阜県(89店舗)、愛知県(37店舗)、石川県(16店舗)の192店舗を展開し、福井県においては一定のドミナントエリアを形成しております。

当社グループがドミナントエリアを形成し、その地域に出店する戦略を採用しておりますのは、店舗間の距離を近づけることでその地域のお客様の認知度が高まり、広告宣伝費や物流コスト等を低く抑えることができるためであります。

しかし一方で、一定のドミナントエリアが形成されるまでは、その有利さはありません。したがって、当社グループが出店を集中させていく商圏において、出店場所を十分に確保できない場合やドミナントエリアの形成までに時間を要する場合には、店舗展開が分散化することにより広告宣伝費や物流コストが高み、収益を圧迫することになるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ドミナントエリア形成の副作用といたしまして、出店した店舗間の距離が近すぎる場合には自社競合が発生し、双方の店舗におきまして売上高や利益の減少などが考えられ、それによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 借入金依存度について

当社グループは、出店による設備資金及び差入保証金等を主として金融機関からの借入金等により調達しております。総資産に対する借入金等の比率は36.0%(平成29年6月20日現在)となっており、今後の金利動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の出店計画の進展に伴って有利子負債が増加する可能性があります。

(7) 固定資産の減損処理について

当社グループは、自社所有している固定資産の価値が将来大幅に下落した場合並びに店舗等で収益性が低下した場合等、減損会計の適用により対象となる資産または資産グループに対して、固定資産の減損処理が必要となる場合があります。これにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 債権管理について

当社グループは、店舗賃借に当たり、賃貸人へ敷金・保証金を差し入れています。店舗賃貸人の経済環境が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) ポイントカード制度について

当社グループはポイントカード制度を導入しております。お買い物の際に、レギュラーカードについては200円（税抜）、累計5,000ポイントでランクアップしたゴールドカードについては180円（税抜）で1ポイントを換算蓄積し、500ポイント達成の際に500円分の商品券として振替えてご使用いただける制度であります。

当社グループは、将来のポイントのご使用による費用発生に備えるため、期末時点での未使用ポイント残高にに応じた金額をポイント引当金として計上しておりますが、今後ポイント制度の変更に加え、未使用ポイント残高や使用実績割合等が変動した場合にも、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 商品の安全性について

P B（プライベート・ブランド）商品について

当社グループは、P B（プライベート・ブランド）の医薬品・化粧品・食品・雑貨等の開発を行っております。開発にあたっては、お客様に安心して使用・飲食していただくため、品質の管理はもちろんのこと、商品の外装・パッケージ表示の表現など、各種関係法規・安全性・表示の適正性などの観点から、細心の注意を払って販売管理をしております。

しかしながら、当社グループのP B商品に起因する事故等が発生した場合、お客様からの信用失墜、ブランドイメージの低下、損害賠償等が発生し、当社グループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品の衛生管理について

当社グループは、医薬品、化粧品、雑貨に加え、日配食品、生鮮食品等の食品を販売しております。お客様に安全・安心な商品を提供するため、鮮度管理、温度管理等に関するマニュアルの整備と適正な運用に努めております。しかしながら、万一、食中毒や社会全般にわたる一般的な衛生問題等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 商品・原材料等の調達と価格の変動について

当社グループは、安定的な仕入、価格交渉力の維持増強等のため、特定の地域や取引先等に大きく依存しないよう、その分散化を図っています。しかしながら、仕入先の業界に関しても統廃合が進んでおり、分散化にも限界があるため、仕入ルートの一部が中断した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、商品によっては、原油や原材料などの価格が変動した場合、仕入価格が変動する可能性があります。これら仕入価格の変動が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 災害等に関するリスクについて

当社グループでは防災管理規程・災害対策マニュアルなどを整備し、日ごろより対策を講じておりますが、店舗施設等の周辺地域において大地震や台風、その他の災害等が発生し、同施設等に物理的に損害が生じ、当社グループの販売活動や流通・仕入活動が阻害された場合、更に人的被害があった場合、当社グループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業活動においてネットワークや情報システムの役割が更に大きくなる中、停電、ソフトウェア・ハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入等によりシステム障害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 純粋持株会社設立について

当社は、平成29年7月21日開催の取締役会において、平成29年12月21日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下、「本件株式移転」といいます。）により、当社の純粋持株会社を設立し、純粋持株会社体制へ移行することを決議しました。

本件株式移転により、当社は純粋持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止(平成29年12月18日予定)となりますが、純粋持株会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。上場日は株式会社東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日(株式移転効力発生日)である平成29年12月21日を予定しております。ただし、本件株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

また、純粋持株会社の上場申請が株式会社東京証券取引所より承認を受けられない場合や、純粋持株会社設立において事務・システムトラブルや不測の事態等が発生することにより、純粋持株会社体制への移行により期待される効果が十分に発揮されない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

本件株式移転による純粋持株会社設立の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ゲンキー株式会社 本店

(福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。